

ID: 197

担当部署: 建設水道課

<b>処分の概要</b>	社会福祉法人等に対する使用の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	村田町営住宅条例 第39条第1項		
<b>例規番号</b>	平成9年条例第33号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第39条の規定による。 (使用許可)</p> <p>第39条 町長は、町営住宅を法第45条第1項に規定する社会福祉法人等(以下単に「社会福祉法人等」という。)に住宅として使用させることが必要であると認める場合において国土交通大臣の承認を得たときは、当該社会福祉法人等に対し、町営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該町営住宅の使用を許可することができる。</p> <p>2 町長は、前項の許可に条件を付することができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月2日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日